

スイスのドイツ語の特徴をめぐって

菊 池 悅 朗
Etsuro KIKUCHI

スイスドイツ語(Schweizerdeutsch, 方言では Schwyzertütsch/Schwyzerdütsch)という場合, ある誤解ないしは厳密さを欠く理解がなされるケースに出会うことがある。まず, このスイスドイツ語とスイスのドイツ語はある区別をしなければならない。スイスドイツ語というのはドイツ人でさえ理解しがたいとの定評もあるスイスのドイツ語の方言(南アレマン方言と言われる), したがって話し言葉であるのに対し, スイスのドイツ語といった場合は, この方言+スイスの標準ドイツ語(Schweizer-Hochdeutsch/Schweizerhochdeutschのことである。[元バーゼル大学教授の Robert Schläpfer 氏は方言(なまり)である Schweizerdeutsch に対して標準語の方は deutsch-schweizerischer Standardgebrauch などという言い方もしている]。例えは標準ドイツ語である「Ich habe dich gern.」(僕は君のことが好きだ)がスイスで「I ha di gärn.」などになったりすると, これは「スイスドイツ語」である。(ついでながら, 一口にスイスドイツ語といっても, それはそれで例えばチューリヒドイツ語, ベルンドドイツ語, バーゼルドイツ語その他があるという)。一方, 「Mir ist kalt.」(私, 寒いんです。)をスイスでは「Ich habe kalt.」などと言ったりするが, これはスイス特有の慣用語法(Helvetismus)ではあるものの, 「スイスドイツ語」とは言い難い。「auf Weihnachten」(=zu Weihnachten) [クリスマスに]などもそうだ。同様に, ドイツ語の語彙全体の中ではごく僅かにせよ, それでも実に数多いスイスのドイツ語の単語—Tram(=Straßenbahn), Trolleybus (=Obus), Spital (=Krankenhaus), Velo (=Fahrrad), zügeln (=umziehen), beidseitig (=auf beiden Seiten liegend)などはほんの数例だけはスイスの(標準)ドイツ語ではあるが, スイスドイツ語とは言い難い。(例えは zügeln は話し言葉的 [umgangssprachlich] ではあるがスイスの標準ドイツ語である。かつて筆者がバーゼル大学の学生寮で過ごしていたある時, そこの寮母さんがこの動詞を使った際, 筆者が頭を傾げたのを見て, 標準ドイツ語 umziehen で言いかえてくれたのを覚えている)。いずれにしてもオランダにおけるオランダ語のように, 単一なスイス語なるものは存在しない。

その他に, 方言と標準語の境目にある言わば方言的標準語, 別なふうに言えば方言なのか標準語なのか区別しにくく両者が交差するようなケースも非常にたくさんあり, 辞書などでは mundartl.とか mundartnah などと表示してある。例えは, blutt(=nackt) [裸の]。

スイスが独特なドイツ語の方言を維持しつつ, 他方でドイツ人がふつう使わない数多くのドイツ語の語彙, 語法を今も所有していることは, この国の言語史的, 言語地理的条件に由来す

る。九州ほど、あるいは北海道の半分位の大きさのスイスにドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語の言語圏があって、これらが国語になっていることからして既に、ドイツ語の語彙に多くのフランス語的語彙やイタリア語的語彙が混ざっていることは容易に理解できる。（ドイツ語圏のバーゼル大学の学生寮における「こんにちは」の挨拶はチャオ（ciao）[イタリア語]であったし、スーパーなどではレジで *danke* の代わりに *merci* が使われることもある。もともとフランス語で *überall* の意味の *partout* はドイツ語では *durchaus, unbedingt* の意味の話し言葉的語彙として主にスイスで用いられる。（*Der Star des Abends, Göla, wollte partout nichts sagen.* [その晩のスターだったゲーラは頭から何も話そうとしなかった] SCHWEIZER ILLUSTRIERTE[以下 SI と略す] 8. März 1999, Seite 16）。ドイツ語圏のスイス人にはフランス語を使いたがる傾向がみられるらしい。その逆は聞かないが。

語義以外の、形態上、文法上その他の特徴もスイスのドイツ語にはみられる。例えば *ieren* に終わる動詞（その数は、*programmieren*[プログラミングする]など「木村・相良」の独和辞典などには出ていない[考えてみればコンピューターはつい最近のテクノロジーなのだから出でていなくて当然だが]ものも含めて2000は下らないとも言われる）はスイスの新聞、雑誌などにはドイツよりも頻発する。例えば *handicappen*（ハンディキャップを負わせる）や *parken*（駐車する）はスイスではそれぞれ *handicapieren*, *parkieren* になる。（ただ面白いことに *amtieren* [職務をとり行なう] はスイスのドイツ語では逆に *amten* だ。Tagstüber backt er türkische Spezialitäten, abends formt er seinen Herkules-Körper, und nachts amtet er als Türsteher : Hamdullah «Hämdi» Aykutlu. 昼間彼はトルコのパンを焼き、晩はヘラクレスのような体を磨く。そして夜になると守衛をつとめる。この男はハムドゥラー《ヘムディ》アイクトゥルだ。

[SI 14. Dezember 1998, Seite 7])。また、*das Foto* は *die Foto* だし、*Park* の複数に *Pärke* という別形もある。*Rest* も「まだ使える（食べられる／飲める）残り物（余り物）」という意でスイスでは複数が *Resten* になる。Zur kalten Küche zählen auch die sogenannten Resten, aus denen sich mit ein bisschen Phantasie ohne eine einzige Kochplatte ein herrliches Menu herbeizaubern lässt. (いわゆる残り物もコールド・ディッシュであり、それを使ってちょっと工夫すればクッキングプレートを用いなくても素晴らしい献立を作り出すことが出来ます) [NZZ FOLIO, Februar 1999 Seite 60]。さらに分離動詞 *anerkennen* はスイスでは「非分離」だ。B はスイスでは用いられず常に ss を使ってきました。

一方、言語史上もスイスのドイツ語圏はフランス語圏と比較して対照的な歩みをした。既に500年も前から中央集権国家となっていたフランスでは標準語の伝播も早くから促進され、スイスのフランス語圏でも既に16世紀にはその言語形態がパリの標準語に依拠し始めている。方言は標準語に比べて蔑まれた。これに対してスイスのドイツ語圏においては標準語（Schweizerhochdeutsch）と方言（Schweizerdeutsch）とにいわば対等に分かれ、方言が社会的に蔑まれることもなかった。このことはドイツにおける事情と比較してみるとさらにはっきりする。もともと書き言葉としての使用に限定されていて次第にドイツ中東部で発達した標準語は話し言葉の領域にも浸透していく。この変遷は特に北ドイツで顕著である。そして標準ドイツ語が社会的に高尚で、方言が田舎的、社会的に低級とされていき、標準語化への動きに拍車がかかった。今日ドイツでは標準語（Standardsprache）と地域の日常話し言葉（regionale Umgangssprache），それにその土地の方言（örtlicher Dialekt）にいわば連続性があり、この3者を状況に応じて話し分けることができる。この点、スイスでは事情が異なっていた。すなわち標準語

は常に書き言葉であり、フォーマルな例外的な場とか外国人に対して話されるにすぎないのに對し、スイスのドイツ語の方言、すなわちスイストイーク語はスイスにおいてとても重要な位置を占めていて、およそスイス人どうしなら社会的階層のいかんににかかわらず、ほとんどいかなる状況でも用いられる。スイスでは方言に基づく書き言葉が出来なかった代わりに、それだけ方言が確固たる地位を築いたのであった。これがスイスの2極性(Diglossiesituation)である。

「極言すれば、それぞれの市町村におのが方言があり、各州にそれぞれの方言がある。そうした地方差を持つスイス諸方言の総合ないしその諸方言から生まれた日常語 [Umgangssprache]がいうところのSchwyzerdütschである」(田中泰三：スイスのドイツ語)。「Schwyzerdütschがスイス・ドイツ語圏のすべての人びとによって、階層の別なく、都市でも農村でも用いられていることは特筆に値する。ドイツでとかく方言が教養のない人びとのことばとして蔑まれがちであるのに反し、Schwyzerdütschはスイス人にとってれっきとした日常語である。」(上掲書)

ドイツのドイツ語に比べてスイスのドイツ語に古い語彙が目立つのも、上記のことと関係があると思われる。ほんの一例を挙げると：jedweder。 Lasarenko hat bisher jedweden Kontakt mit ukrainischen Diplomaten abgelehnt. (ラザレンコ氏はこれまでウクライナの外交筋とのいかなる接触も拒んできた) [NZZ(Internationale Ausgabe) 25. 2. 1999, Seite 4]。

次にスイスのドイツ語の特徴を概観し、まとめておきたい。

- (1) まず、ドイツでは使われない一連の語がある („Vollhelvetismen“)。
 - (例) Töff (=Motorrad), Velo (=Fahrrad) など。これらは知っていなければ普通何のことか分からぬ。一方、何となく意味が分かりうる場合もある。
 - (例) Abendverkauf (晩の販売 [ウイークデイで21時まで開店])
- (2) 発音 (アクセントの位置や仕方) (例) 'Abteilung ([組織の]部門, 部局), Department [depart'ment] (=Ministerium)
- (3) 書き方 (例) zurzeit, punkt 8 Uhr, Négligé
- (4) 活用 (例) sieden—sott—gesotten
du heisst も廃れつつはあるが相変わらずみられる一方、du fandst は、より普通にみられる。
- (5) 性の違い (例) die Foto/Photo, das Tram, ein Cola Die Foto zeigt den kanadischen Sänger an einem Konzert von 1997 in Zürich. (写真はこのカナダの歌手がチューイリヒにおける1997年のあるコンサートで歌っているところ) [NZZ (Internationale Ausgabe) 20./21. 2. 1999, 32.]。
- (6) 複数形 (例) Park→Pärke
- (7) 完了の助動詞 Ich bin gestanden. も併用される。
- (8) Syntax — ändern (変わる), lehnen (もたれる) など。
Er stand (statt : stellte sich) neben den Tisch. 格支配: anrufen + 3格, dank や trotz + 3格 (古いが、正しい2格より好む) など。
- (9) Wortbildung
 - (例) Schweizervolk (im Pass), Kindsentführung, Taglohn

- (10) -li, および Wissenschaftler など。-tler と -l-を入れると過小評価的に響く。スイスのドイツ語ではまた動詞に対しでも縮小形 (Diminutivform) が形成でき、語義を緩和するが、場合によっては「軽蔑」とか「皮肉」の表現にもなる。 DER SENN TRÖTZELT. [zu: trotzen] (牧人は逆らう) [SI 13. 7. 98, 88]
- (11) 別の意味で使われる場合
 (例) Bundeskanzler(政府高官) 一方、別の意味でも使われるケースは多い。
 (例) Sack('ポケット'の意でも) stossen (=drücken: an Türen in öffentlichen Gebäuden, Geschäftshäusern steht *stossen* [DUDEN TASCHENBÜCHER 22])
- (12) 言い回し。 (例) Haben Sie kalt? (=Ist Ihnen kalt?)
- (13) スイス内での地域差
 - 全地域(+南独, オーストリー)で共通なケース („Helvetismen plus“)
 1. 上記全地域にまたがる場合: (例) Kutteln (=Kaldaunen)
 2. オーストリアは除かれるもの: (例) Schoppen (=Säuglingsflasche)
 3. 南西ドイツとスイス (すなわち, アレマン方言)
 (例) sturm(目のまわるような, くらくらする)
 オーストリアやスイスに共通の語としては日常語(例: antönen=andeuten)の他に官庁語や商業語がある (例: Identitätskarte=Personalausweis)
 - 一部地域で使われるケース („Helvetismen minus“)
 (例) Gemeindeammann (村長, 町長) Anzug (動議 – Baselstadt州のみ)
 Frequenz-Helvetismen (それ自体ふつうのドイツ語だが, スイスで頻繁に使われる語句) (例) Entscheid
- (14) ドイツでは gehoben, veraltet とされている語でスイスではふつうに使われている場合も少なくない。 (例) just (=gerade)
- (15) スイスではナチスドイツの Verdeutschungswelle(日本の戦時中の英語廃止に似ている)の波に流れられることができなかった。
- (16) スイスでは必ず使われる (obligatorisch, kennt keine Alternative) ものとしては, 例えば schlitteln (=rodeln)。必ずではないが, 別の語だと, fremd に感じられる語。例: Spital, Tram, Velo など。
 次に, 対応する適切な語がないケース (例) nachdoppeln (強調して繰り返す)
- (17) ドイツ的意味での Umgangssprache が結局, Schweizerdeutsch。ほんの一例: Huus [=Haus] (古いアレマン語を基礎にしている)
- (18) Deutschschweizer が Schweizerhochdeutsch を話すのは, その語圏以外の人に対してか公的な場などに限られるし, しかも一貫してすべてそれを話す訳ではない。書くときは一貫して Schweizerhochdeutsch。
- (19) Mundart と Schweizerhochdeutsch が重なりあう領域は普通のドイツ語の語彙にまで入りこんでいる。 (例) ja – jo
- (20) もっぱら書き言葉であって Mundart でない Schweizerhochdeutsch も忘れるべきではない。 (例) äufnen (=ver)mehren)
 chnorze – knorzen のように方言に依拠して標準語のように書く場合もある一方, 方言のまま書く場合もみられる。 (例) Rüebli (=Möhre)

(補足) 小国スイスには4つの国語がある。ドイツ語、フランス語、イタリア語、それにロマンシュ語で、筆者は初めの3つが公用語と思ってきた。ところが、数年前にロマンシュ語も公用語になったと知人から知らされ、不明を恥じた。早速、その当時の新聞を取り寄せ、調べてみると、確かにそのようだった。1996年3月11日のバーゼル新聞から筆者は以下のようなことを読み取った。

(1) 前日の1996年3月10日に行なわれた国民投票ではいくつかの案件が投票にかけられ、そのうち国語に関する案件、具体的にはロマンシュ語(とイタリア語)の使用をより一層推進し、ロマンシュ語を4つ目の公用語にするという内容を憲法116条を改訂して盛り込む案件(=言語条項 [Sprachenartikel])が76.1%の賛成で可決された。なお、この言語条項改訂は唯一の3言語(ドイツ語、イタリア語、ロマンシュ語)州であるグラウビュンデン州から提起されたのだが(提唱者はChurの元国民議会議員Martin Bundi氏)、同州での賛成票は全州で3番目に低かった。これは以下の(3)とも関連する。

(2) 1938年の国民投票以来、4番目の国語としてのロマンシュ語というのは憲法第116条で承認されていて一般に異論がないところだ。したがって国語(Landessprache)から公用語(Amtssprache)への移行などという言い方は必ずしも妥当ではない。国語と公用語には実質的な差はさうなく、公用語だとそれを用いて公的な場、特に役所とのコミュニケーションに使えるようになるということで、憲法条項の改訂の趣旨はこの国語の地位向上にあった。それは多文化国家のスイスの利益になりスイスの自己理解に合致している。4つの国語間の相互理解と文化上の交流を推進していくことにもつながる。

(3) ロマンシュ語(rumantsch)はレト・ロマン語方言群の一つで、そのロマンシュ語も5つの方言から成るという。そのうちのどれを公用語として選ぶのか、あるいは書き言葉の性格を一番持ちあわせている人工的なRumantsch Grischunというロマンシュ語を中心に共通の書き言葉を作り出すのかなどは、今後の問題である。ただ、そうした作業で生じる経費を懸念する声も、緊縮財政の折から聞かれる。

(4) しかし、圧倒的多数の賛成の結果、連邦はレト・ロマン語の諸方言を衰退から救済し、そのための助成金を出していくことになる。(なお、この言語の使用人口は約4万人で人口の0.6%)

(5) 他方で、少数言語、少数民族を尊重し連帯していく意志を示すことで、EUに対するスイスの地位をさらに確固としたものにしうるとの意見もある。

スイス憲法の第116条をここに訳出しておきたい。

1. ドイツ語、フランス語、イタリア語、それにレト・ロマン語はスイスの国語である。
 2. 連邦と州は言語共同体間の理解と交流を促進する。
 3. 連邦はレト・ロマン語とイタリア語を維持・促進するためのグラウビュンデン州とチチノ州の措置を支援する。
 4. 連邦の公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語である。レト・ロマン語圏の人達との交流に際してはレト・ロマン語もまた連邦の公用語である。法律が詳細を定める。
- なお、この116条は新憲法では第70条に変更される。

(付記) このレポートを書くに当たり、次の方々から資料とご教示をいただいた。

Dr. Kurt Meier (Aarau/Schweiz)

Prof. Dr. Andreas Lütscher (Universität Basel/Schweiz)

Hanako Rudolf (Therwil/Schweiz)